

「圏域マスタープラン」の案に対する意見募集結果

1 意見募集期間

平成30年1月18日（木）～平成30年2月16日（金）

2 意見数

13項目（意見書提出件数2件）

標題の意見募集に対し、お寄せいただいた意見とそれに対する県の考え方を、下記表のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

今回、ご意見をお寄せいただきましたことについて、厚くお礼申し上げます。

| 番号 | ご意見の概要 | ご意見に対する県の考え方 | 対応 |
|-----|--|---|----|
| 1-1 | <p>【中南勢圏域マスタープラン】</p> <p>1. 中南勢圏域における都市計画の目標</p> <p>（2）圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題 <都市機能の効率性と生活利便性の向上></p> <p>（4）圏域・都市計画区域の将来都市構造</p> <p>③土地利用別の目標・方針</p> | | |
| | <p>・人口減少時代に対応したまちづくりのため、市街地を拡大せず、コンパクト化していく必要がある。人口が減少する中南勢圏域にあって、市街地を拡大しない又は市街化を抑制する記述がみられず、人口減少にあっては重要な考え方であるこの方針をはっきりと示す必要があるのではないか。</p> | <p>・「三重県都市計画基本方針（平成29年3月）」では、「市街地の範囲はいたずらに拡大せず、既存市街地の範囲内とすることを原則と」することを示しています。これにもとづき、来年度から検討を開始する「区域マスタープラン」での「土地利用規制の基本方針」において、市街地の規模等に関する方針を示すことを予定しています。</p> | ③ |
| 1-2 | <p>【中南勢圏域マスタープラン】</p> <p>1. 中南勢圏域における都市計画の目標</p> <p>（3）都市計画の理念と目標</p> <p>『世代を超えて育む文化・教育・スポーツの都市(まち)』</p> | | |
| | <p>・中南勢圏域は県庁所在地があり、国の機関も存在することから、『世代を超えて育む行政・文化・教育・スポーツの都市(まち)』と、行政の観点を含めるべきではないか。説明文でも、集積した行政・文化・教育・スポーツ機能としている。</p> | <p>・ご意見の趣旨を反映し、都市計画の理念を『<u>三重の中核を担い、世代を超えて育む文化・教育・スポーツの都市(まち)</u>』とします。</p> <p>・解説の部分についても「県庁所在地である津市を中心に、国・県の行政機関が集中する中核的な圏域として、集積した文化・教育・スポーツ機能を生かしながら、多様なライフスタイルに応じた暮らしを提供することにより、世代を超えて住み続けたいと感じる都市環境を創出する都市をめざします。」とします。</p> | ② |

| | | | |
|-----|---|---|---|
| 1-3 | <p>【中南勢圏域マスタープラン】</p> <p>1. 中南勢圏域における都市計画の目標</p> <p>(4) 圏域・都市計画区域の将来都市構造</p> <p>③土地利用別の目標・方針</p> <p>i. 住居系市街地</p> | | |
| | <p>・「誘導エリアに含まれない住居系市街地では、」との記述は、文章だけでは漠然としており、地図上で具体的に示すべき。</p> | <p>・ご意見をふまえ、ご指摘の部分は下記のとおり記述を見直します。区域はより地域に密着した市町のマスタープランなどで定められるため、本マスタープランにおいて地図への記載はしないこととしています。</p> <p>なお、居住を誘導する具体的な区域については、市町の都市計画マスタープランや立地適正化計画等で定められることとなります。</p> <p>【見直した記述】</p> <p>都市機能の集約を図る拠点およびその周辺や公共交通の沿線地域等で災害リスクが低く、都市基盤が整備された区域へ居住を誘導することにより、その区域内の人口割合を増加させるよう取り組みます。それ以外の住居系市街地では、空き地・空き家や都市農地を活用したゆとりある生活環境の形成を図ります。</p> | ② |
| 2-1 | <p>【北勢圏域マスタープラン】</p> <p>はじめに</p> <p>・3つの変革の観点の1つである、「都市経営の観点」の都市経営とは何を指すのか。</p> | <p>・「三重県都市計画基本方針（平成29年3月）」において、生活の利便性を確保しつつ、土地の使い方や施設の立地を効率的なものにすることで、持続可能な都市構造を形成することを示しており、このことを「都市経営の観点」の考え方と表現しています。</p> | ④ |
| 2-2 | <p>【北勢圏域マスタープラン】</p> <p>1. 北勢圏域における都市計画の目標</p> <p>(1) 圏域・都市計画区域の現状と取組</p> <p>①圏域・都市計画区域の現状</p> <p>i. 地勢、人口、産業</p> <p>iii. 都市施設・公共交通</p> | | |

| | | | |
|-----|--|---|---|
| | <p>・大規模なレジャー施設が存在すること、リニア中央新幹線の建設、都市計画道路の整備（都市計画道路は、本文中で廃止を含めて見直しを行うことにふれている。）をどう考えるのか。</p> | <p>・大規模なレジャー施設については、それらによる広域的な交流を促すことで活力ある拠点づくりを進めることとしています。北勢圏域においては、とくにナガシマスパーランドや鈴鹿サーキット等を「レクリエーション等交流拠点」と位置づけ、交流による地域活力の維持・向上に資するアクセスの向上や相互連携の促進を図ることとしています。</p> <p>・リニア中央新幹線については、その整備を地域活力の向上につなげていく必要があると考えており、地域の交通ネットワークとの連携を図る施設整備を推進することとしています。</p> <p>・都市計画道路については、都市に必要な施設を整備・維持する一方で、県と市町との協働によって長期未着手となっている施設の必要性を検証し、人口減少の状況等で必要性が低下したものについて、計画の廃止を含めて見直しを行うこととしています。</p> | ① |
| 2-3 | <p>【北勢圏域マスタープラン】</p> <p>1. 北勢圏域における都市計画の目標</p> <p>(2) 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題</p> <p>＜都市機能の効率性と生活利便性の向上＞</p> <p>(3) 都市計画の理念と目標</p> <p>【都市機能の効率性と生活利便性の向上】</p> | | |
| | <p>・「幹線道路沿道等に都市機能の拡散等のおそれが生じる場合は、無秩序な新築等の抑制に向けた都市計画制度の適用が必要です。」とあるが、具体的にどうするのか。</p> | <p>・市街化区域と市街化調整区域の区分（線引き）を適用している都市計画区域においては、開発許可制度が適用されることから、幹線道路沿道等に商業施設等の都市機能の無秩序な拡散等が生じることはありません。非線引き都市計画区域において、その区域内の幹線道路沿道等に都市機能の拡散等のおそれがある場合は、特定用途制限地域を指定する等の都市計画制度を適用することとしています。</p> | ④ |
| 2-4 | <p>1. 北勢圏域における都市計画の目標</p> <p>(2) 圏域・都市計画区域において都市計画が担うべき中心課題</p> <p>＜災害に対応した安全性の向上＞</p> <p>(3) 都市計画の理念と目標</p> <p>【災害に対応した安全性の向上】</p> | | |
| | <p>・津波・高潮等で浸水する「桑名市総合医療センター」の立地をどう考えているのか。</p> | <p>・防災上必要な施設が津波・高潮等の浸水想定区域に立地する場合には、災害時にその機能を十分に発揮できるような対策がとられていることが重要だと考えます。</p> | ④ |
| 2-5 | <p>1. 北勢圏域における都市計画の目標</p> <p>(3) 都市計画の理念と目標</p> <p>【都市機能の効率性と生活利便性の向上】</p> | | |

| | | | |
|-----|---|---|---|
| | ・既に作成されている「立地適正化計画」と、整合性の再チェックが必要でないか。 | ・圏域マスタープランは、担当市町職員等で構成する作業部会において協議しながら作成を進めていますので、立地適正化計画との整合は図られていると考えています。 | ④ |
| 2-6 | 1. 北勢圏域における都市計画の目標 (3) 都市計画の理念と目標 【地域の個性を生かした魅力の向上】 | | |
| | ・「古いまち並みや水・緑に囲まれた良好な生活空間は、安らぎや潤いを与える場、ゆとりあるオープンスペースとしての保全や活用を図り、都市の付加価値を高めます。」とあるが、桑名市は駅前再開発でビルを建てて自由な空間がなくなり、息苦しいものとなろうとしており、市への指導を求めたい。 | ・主要駅の周辺地域では、都市機能の集約を図ることは必要であると考えていますが、これは古い町並みや水・緑に囲まれた良好な生活空間の保全と必ずしも相反するものではないと考えています。まちづくりの具体的な取組は、各市町において、地域の皆さんとともに議論していくことが重要だと考えます。 | ④ |
| 2-7 | 1. 北勢圏域における都市計画の目標 (3) 都市計画の理念と目標 【県民と共に考える地域づくり】 | | |
| | ・「県民が意見を述べるができる機会の増加を図ります。」とは、具体的にどう考えているのか。 | ・県民との協働による地域の個性を生かしたまちづくりや都市計画提案制度の活用促進などのほか、都市計画の決定に際し行う住民等への周知の機会を積極的に設けることなどを考えています。 | ④ |
| 2-8 | 1. 北勢圏域における都市計画の目標 (4) 圏域・都市計画区域の将来都市構造 ①拠点形成・機能誘導の方針 iii. 広域的な防災拠点 | | |
| | ・桑名市の記載がないが、桑名総合医療センターや星見ヶ丘に建設している防災拠点は適応しないのか。 | ・圏域マスタープランでは、三重県地域防災計画に位置づけられている「県有広域防災拠点」、「災害拠点病院」及び「国際拠点港湾」を広域的な防災拠点と位置づけることとしています。桑名総合医療センター及び星見ヶ丘に建設している防災拠点はこれに該当しません。 | ④ |
| 2-9 | 1. 北勢圏域における都市計画の目標 (4) 圏域・都市計画区域の将来都市構造 ③土地利用別の目標・方針 ii. 商業系市街地 【広域拠点】 | | |
| | ・「本圏域において新たな大規模集客施設の誘導を図る広域拠点は、近鉄・養老鉄道・JR 桑名駅、三岐鉄道西桑名駅周辺、近鉄・あすなろ鉄道四日市駅～JR 四日市駅周辺および近鉄白子駅周辺とします。」との記載について、桑名駅周辺にこのような拠点は必要なく、県が誘導する様な事は止めてもらいたい。 | ・今後のまちづくりでは、郊外部での大規模集客施設の立地は抑制する必要があると考えており、それらが立地する場所としては、多様な都市機能が集積し、公共交通の利便性が高い地域がふさわしいと考えています。 | ④ |

| | | | |
|------|---|--|--|
| 2-10 | <p>1. 北勢圏域における都市計画の目標</p> <p>(4) 圏域・都市計画区域の将来都市構造</p> <p>④都市施設整備等の目標・方針</p> <p>ii. 公共交通</p> <p>・歩行者や自転車等の利便性に配慮するのであれば、駅周辺の駐輪場の無料化に協力してもらいたい。</p> | <p>・駐輪場の無料化の施策については、施設管理者等が検討すべきものと考えます。</p> | ④ |
|------|---|--|--|

- 【対応凡例】
- ①「圏域マスタープラン」に考え方を記載済のもの
 - ②ご意見をふまえ、「圏域マスタープラン」に考え方を反映するもの
 - ③ご意見をふまえ、「都市計画区域マスタープラン」に考え方を反映するもの
 - ④個別事案等、「圏域マスタープラン」に考え方を反映しないもの